

正誤表・更新情報

本書中に訂正・更新箇所等がございました。お手数をお掛けしますが、下記ご参照頂けますようお願い申しあげます（2013年2月28日）

■ 第3刷(2012年2月15日発行)の修正箇所

※第1刷からの修正箇所はhttp://www.yodosha.co.jp/correction/9784758109222_corrections.pdfをご参照ください

頁	場所	修正前	修正後	補足	掲載
第2章					
107	memo欄の左カラム上から1行目	無菌製剤処理料	無菌製剤処理料(2012年4月改正)		12/12/27
107	memo欄の左カラム上から8~12行目	1 無菌製剤処理料1(悪性腫瘍に対して用いる薬剤が注射される一部の患者) イ. 閉鎖式接続器具を使用した場合 100点 ロ. イ以外の場合50点 2 無菌製剤処理料2(1以外のもの) 40点	1 無菌製剤処理料1(悪性腫瘍に対して用いる薬剤が注射される一部の患者) イ. 閉鎖式接続器具を使用した場合 (1) 振発性の高い薬剤の場合150点 (振発性の高い薬剤:シクロホスファミド、イホスファミド、ベンダムスチン塩酸塩) (2) (1)以外の場合100点 ロ. イ以外の場合50点 2 無菌製剤処理料2(1以外のもの) 40点		12/12/27
108	「1.はじめに」の8~11行目	無菌製剤処理加算(50点/件、閉鎖式接続器具を使用した場合100点/件)が算定されるため、	無菌製剤処理加算が算定されるため(詳細はp107memo参照)、		13/02/28
108	memo欄の右カラム上から1~5行目	外来化学療法加算として、550点(外来化学療法加算1)または420点(外来化学療法加算2)(ともに15歳未満の患者に対して行った場合は、750点)を加算する(本項末のmemo参照)	外来化学療法加算が算定される(詳細は本項末のmemo参照)		12/12/27
119	memo欄の左カラム上から1~11行目	●外来化学療法加算(2010年4月改訂)入院中の患者以外の患者であって、治療を開始するにあたって、患者に対して注射の必要性、危険性等について文書により説明を行った上で、悪性腫瘍等の患者であるものに対して化学療法を行った場合は、外来化学療法加算として、以下のように加算する。 ・外来化学療法加算1:550点(15歳未満は750点) ・外来化学療法加算2:420点(15歳未満は750点) ・加算対象:点滴注射、動脈注射、抗悪性腫瘍剤局所持続注入、肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入	●無菌製剤処理料(2012年4月改正) 無菌製剤処理料1(悪性腫瘍に対して用いる薬剤が注射される一部の患者)については、p107のmemo参照。 ●外来化学療法加算(2012年4月改正) 入院中の患者以外の患者であって、悪性腫瘍等の患者であるものに対して、治療の開始に当たり注射の必要性、危険性等について文書により説明を行った上で化学療法を行った場合は、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ1日につき加算する。 イ 外来化学療法加算1 (1)外来化学療法加算A 580点(15歳未満の患者に対して行った場合は、780点) (2)外来化学療法加算B 430点(15歳未満の患者に対して行った場合は、630点) ロ 外来化学療法加算2 (1)外来化学療法加算A 450点(15歳未満の患者に対して行った場合は、700点) (2)外来化学療法加算B 350点(15歳未満の患者に対して行った場合は、600点)	2012年4月の診療報酬改訂のため差し替え	12/12/27

[算定要件]

①外来化学療法加算Aは、添付文書の「警告」もしくは「重要な基本的注意」に、「緊急時に十分対応できる医療施設及び医師のもとで使用すること」または「infusion reactionまたはアナフィラキシーショック等が発現する可能性があるため患者の状態を十分に観察すること」等の趣旨が明記されている抗悪性腫瘍剤、またはモノクローナル抗体製剤などヒトの細胞を規定する分子を特異的に阻害する分子標的治療薬を、静脈内注射、動脈注射、点滴注射、中心静脈注射などによって投与した場合に算定する。

②外来化学療法加算Bは、外来化学療法加算A以外の抗悪性腫瘍剤（抗ホルモン効果をもつ薬剤を含む）を使用した場合に算定する。